

北米向け輸出御担当者様各位

ハパックロイド ジャパン株式会社

東京 : 03-5212-6200  
名古屋 : 052-211-4881  
大阪 : 06-6252-3981

2010年01月

## 10+2 ルールに関するISF10、ISF5 情報またHTS codeに関するご案内

拝啓、

平素は、弊社サービスをご利用頂き厚く御礼申し上げます。

さて本年1月26日に猶予期間が終了致します『10+2 ルール』におきまして、本施行後の船積み貨物に対し不履行あった場合、US-Customs and Border Protection(CBP)はペナルティーを課する事となります。

つきましては 10+2 ルールの要旨を下記の通りご案内させていただきます。

### Importer Security Filing(ISF) :

- ISF10** →適用貨物は USA 港揚げの USA 最終仕向地のものとなります。
- U.S. 輸入者(もしくは指定された代理店)は10項目の追加情報を CBP のシステム(ABI もしくは AMS)に USA 寄港本船の船積み24時間前に送信しなければならない。
- 通常貨物及び Automated NVOCC 様の貨物情報には船会社の Maseter B/L Number が必要となります。Non-Automated NVOCC 様の貨物情報には船会社が発行します House B/L Number が必要となります。
- ISF5** →適用貨物は USA が最終仕向地ではなく、Tranist, Transhipment, 及び FROB(Foreign cargo Remaining On Board)の貨物となります。
- 5項目の情報を CBP のシステム(ABI もしくは AMS)に USA 寄港本船の船積み24時間前に送信しなければならない。
- このISF5 の送信責任者はCarrier(船会社もしくはNVOCC様)となっております。詳細は以前にお知らせしました『AMS Automated NVOCC Shipment - 10+2 ルールに関するISF5 情報ファイリングに関するご案内』を参照下さい。

→通常貨物及び Automated NVOCC 様の貨物情報には船会社の Master B/L Number が必要となります。Non-Automated NVOCC 様の貨物情報には船会社が発行します House B/L Number が必要となります。

FROB 貨物に関しましては下記のような Remark が弊社 Booking Confirmation 上に追記されますので、ご参照下さい。

According to the shipment routing following abroad customs requirements are relevant:	
FROB:	USA (AMS/ISF)

## HS Code :

ISF10, ISF5 に関しまして CBP は6桁の HTS-US Commodity Code を要求しております。

基本品物分類番号の3桁目、4桁目及びそれに続きます5桁目、6桁目の拡張コードに”00”を御使用にならない様お気をつけ下さい。特に拡張コード(最後の2桁)に関しては”00”以外のコードがある場合はそちらを御使用頂くようお願い致します。

例)品物: Seat の場合

94 01 00 : 拡張コードに詳細のコードがありますので、この HTS コードは承認されません。

94 01 10 : 承認されます。

94 01 20 : 同上

94 01 30 : 同上

最後に、船会社は責任を持って Vessel Stowage Plan と Container Status message を CBP に送信することになっておりますこと御案内申し上げます。

ご不明の点は弊社カスタマーサービス部まで、お問い合わせ下さい。

以上